

(様式1)  
審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6 - 10
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	28 - 3	
許認可等	保健手当の額の認定			
<p>(根拠規定)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)</p> <p>(保健手当の支給)</p> <p>第二十八条 都道府県知事は、被爆者のうち、原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者に対し、保健手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給を受けている場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する者は、保健手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>3 保健手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万六千七百円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する旨の都道府県知事の認定を受けた者であって、現に当該各号のいずれかに該当するものに支給する保健手当の額は、一月につき、三万三千三百円とする。</p> <p>一 厚生労働省令で定める範囲の身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)がある者</p> <p>二 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第三十三条第二項において同じ。)子及び孫のいずれもいない七十歳以上の者であって、その者と同居している者がいないもの(後略)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)</p> <p>(厚生労働省令で定める身体上の障害)</p> <p>第五十五条 法第二十八条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める範囲の身体上の障害は、別表第一に定める程度の状態の障害とする。</p> <p>(認定)</p> <p>第五十六条 法第二十八条第二項の認定の申請は、保健手当認定申請書(様式第二十一号)に、その者が爆心地から二キロメートル以内で被爆した事実を認めることができる書類(当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書)を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、当該申請に併せて法第二十八条第三項ただし書の認定の申請を行うときは、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 法第二十八条第三項第一号に規定する要件に該当することにより認定を受けようとする者にあつては、別表第一に定める身体上の障害についての法第十九条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師又は歯科医師の診断書(様式第二十二号)</p> <p>二 法第二十八条第三項第二号に規定する要件に該当することにより認定を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ その者の戸籍の謄本又は抄本</p> <p>ロ その者の子及び孫の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本</p> <p>ハ その者と同居している者がいないことを明らかにすることができる書類</p> <p>(額の改定の申請)</p> <p>第五十八条 保健手当受給権者は、法第二十八条第三項ただし書の認定の申請を行うときは、保健手当額改定申請書(様式第二十四号)に、第五十六条第二項に規定する書類及び保健手当証書を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p><b>別表第一(第五十五条関係)</b></p> <p>一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの</p> <p>二 両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの</p>				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	6 - 10
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	28 - 3		
許認可等	保健手当の額の認定(2)				

- 三 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
  - 四 音声又は言語機能を喪失したもの
  - 五 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
  - 六 両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
  - 七 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 八 一上肢のすべての指を欠くもの
  - 九 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
  - 十 両下肢をショパー関節以上で欠くもの
  - 十一 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 十二 一下肢の大腿の二分の一以上で欠くもの
  - 十三 一下肢の機能を全廃したもの
  - 十四 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
  - 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
  - 十六 身体の機能の障害又は病状が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
  - 十七 頭部、顔面等に日常生活を営むのに著しい制限を受ける程度の醜状を残すもの
- 備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する

(許認可等の基準)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について(平成 17 年 4 月 1 日付け 17 健第 349 号保健福祉部長通知)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成 7 年政令第 26 号) 及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成 7 年厚生省令第 33 号) に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。

なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成 7 年政令第 26 号)を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成 7 年厚生省令第 33 号)を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第 1 条に掲げる各号の 1 に該当する者であって被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第 12 条第 1 項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第 19 条第 1 項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。

保健手当の額の認定について(法第 28 条第 3 項)

1 法第 28 条第 3 項第 1 号に規定する省令で定める範囲の身体上の障害は、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)別表に定める一級及び二級に該当する程度の身体上の障害のほか、頭部、顔面等に日常生活を営むのに著しい制限を受ける程度の醜状を残すものであること。(省令別表第一)

なお、頭部、顔面等の醜状とは、おおむね労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律 50 号)別表第一の第十二級以上に該当する程度の癒痕を有する状態をいうものであること。

2 法第 28 条第 3 項第 2 号の「その者と同居している者がいないもの」とは、その者と同一の敷地内において日常生活をともにする者がいないものをいうのであり、社会福祉施設に入所している者は該当しないこと。

3 省令第 56 条第 2 項の規定による保健手当認定申請書又は省令第 58 条第 1 項の規定による保健手当額改定申請書に添えるべき省令で定める身体上の障害についての診断書は、被爆者一般疾病医療機関の医師又は歯科医師の作成に係るものであるが、やむを得ない理由があると認めるときはその他の医療機関の医師又は歯科医

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6-10
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	28 - 3	
許認可等	保健手当の額の認定(3)			
<p>師の作成に係るものをもってこれにかえることができるものであること。なお、当該診断書は、申請日前一月以内に作成されたものに限ること。</p> <p>4 法第28条第3項第2号に該当することにより、同項ただし書きの認定の申請をする場合において添付すべき書類のうちその者と同居している者がいないことを明らかにすることができる書類については、当該状態にあることについての民生委員の証明書とすること。</p>				